

契約書別紙

令和6年4月1日～

○担当介護支援専門員

お客様を担当する介護支援専門員は、_____ です。

連絡先 電話 03-5292-3301 携帯 _____

○居宅介護支援利用料

要介護認定または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給（法定代理受領）されるので、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月当たり、下記の料金を一旦頂戴し、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、新宿区の窓口に提出いただくと、差額の払い戻しを受けることができます。

<1ヵ月の居宅介護支援費>

取扱要件	算定項目	単位数	費用総額 (法定代理受領)
居宅介護支援費（Ⅰ） 【取扱い件数が45件未満】	要介護1・2	1,086単位	12,380円
	要介護3・4・5	1,411単位	16,085円
居宅介護支援費（Ⅱ） 【取扱い件数が45件以上において、 45件以上60件未満の部分】	要介護1・2	544単位	6,201円
	要介護3・4・5	704単位	8,025円
居宅介護支援費（Ⅲ） 【取扱件数が45件以上において、 60件以上の部分】	要介護1・2	326単位	3,716円
	要介護3・4・5	422単位	4,810円

<加算>

加算の種類	加算の要件	単位数	費用総額 (法定代理受領)
初回加算	新規又は要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合 (1月につき)	300単位	3,420円

入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の内に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要情報提供を行った場合。 （1か月につき1回を限度）	250単位	2,850円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要情報提供を行った場合。 （1か月につき1回を限度）	200単位	2,280円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 （入院又は入所期間中につき1回を限度）	450単位	5,130円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 （入院又は入所期間中につき1回を限度）	600単位	6,840円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 （入院又は入所期間中につき1回を限度）	600単位	6,840円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	750単位	8,550円

	(入院又は入所期間中につき1回を限度)		
退院・退所加算 (Ⅲ)	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入所期間中につき1回を限度)	900単位	10,260円
通院時情報連携加算	・利用者が医師、又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師、又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うこと ・医師、又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録すること (1月につき1回を限度)	50単位	570円
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1月に2回を限度)	200単位	2,280円
ターミナル ケアマネジメント 加算	・24時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。 ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日間以内に2日以上在宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。	400単位	4,560円

＜減算＞

減算の種類	減算の要件	減算額	
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合 ・サービス担当者会議や毎月のモニタリングを実施していない場合等	50%減額 2か月目から100%	-6.133円～ -7.968円 0円
特定事業所集中減算	指定居宅介護支援の給付管理対象となるサービスについて、半年間で居宅サービス計画を位置づけた紹介が80%を超えた法人（訪問介護、通所介護、地域密着型通所福祉用具、）	1月につき200単位	-2.280円

2 交通費

新宿区にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は交通費を請求させていただきます。

※通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

通常の事業の実施地域を越え1km毎に 60円

3 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、解約料はいただきません。

事業者

合同会社 MAAR 居宅介護支援事業所 マアル
(事業所番号： 東京都 1370404293)
東京都新宿区大久保1-6-12 未来投資ビル5階
管理者 小宮 由美

上記の内容の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者

氏 名 _____

代理人（利用者との関係： _____）

氏 名 _____